本宮市ブロック塀等改修助成事業補助金

本宮市では、地震等災害によるブロック塀等の倒壊事故の防止や災害非常時の避難路の確保を目的に補助金を交付します。

■事前相談が必要です■

利用される方は，申請前に工事契約または工事着手した場合又は、年度内に工事が完了しない場合には、補助対象になりませんので、ご注意ください。

■ 補助対象となるブロック塀等

市内に存する避難路沿いの補強コンクリートブロック造又は組積造の塀で、地震等で倒壊する恐れのあるもの

※補助対象の有無は、下記の点検チェックリストを確認し、１つでもチェックがつかなかった場合は対象となる可能性が高いため、市役所へお問い合わせください。

■ 申し込みができる方

次のすべてに該当するもの

●個人であること

●対象となるコンクリートブロック塀の所有者または所有者の同意を得た賃借者、購入予定者、管理者であること

●本宮市税を滞納していないこと

●暴力団員でないこと

■ 補助対象となる工事の範囲

（１）　既存ブロック塀の撤去費用及び撤去により発生した廃棄物の処分に係る費用

（２）　既存ブロック塀等の補強費用

■ 補助金の額

●補助の対象となる工事に要した費用の３分の２以内の額（最大１０万円）

※1,000 円未満の端数があるときは切り捨てた額となります

点検チェックリスト（かっこ外は補強コンクリートブロック造、かっこ内は組積造の場合をそれぞれ記載）

□塀の高さは地盤から 2.2m以下か（塀の高さは地盤から 1.2m以下か）

□塀の高さが 2m以下の場合、厚さ 10 ㎝以上
　塀の高さが 2mを超える場合、厚さ 15 ㎝以上（塀の厚さが、塀の高さの 1/10 以上）

□塀の高さが 1.2mを超える場合、塀の長さ 3.4m以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上の長さの控え壁がある
（塀の長さ 4m以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上の長さの控え壁がある）

□基礎があるか（同左）

□塀に傾き、ひび割れはないか。（同左）

お問合せ・申込先　本宮市役所　建築住宅課　建築係

TEL：0243-24-5312